

## 北海道COVID-19支援ナース事業実施要項 新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p><b>第1 ～ 第6</b> （略）</p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正）</p> <p>別表 <b>看護職員の派遣に係る経費</b></p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 謝金 業務従事日数に応じ、日額22,400円（重点医療機関において従事した場合は、日額66,240円）を支援医療機関に支払う。 なお、2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。 2交替勤務等により12時間の勤務を行った場合は、日額33,600円（重点医療機関において従事した場合は、日額99,360円）とする。</p> <p>(2) ～ (4) （略）</p>	<p><b>第1 ～ 第6</b> （略）</p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正） <u>この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正）</u></p> <p>別表 <b>看護職員の派遣に係る経費</b></p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 謝金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">日額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">2交替 12時間勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外の医療機関等</td> <td style="text-align: center;">22,400円</td> <td style="text-align: center;">33,600円</td> </tr> <tr> <td>重点医療機関</td> <td style="text-align: center;">66,240円</td> <td style="text-align: center;">99,360円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設</td> <td style="text-align: center;">44,160円</td> <td style="text-align: center;">66,240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。</p> <p>(2) ～ (4) （略）</p>		日額	2交替 12時間勤務	下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円	重点医療機関	66,240円	99,360円	新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円
	日額	2交替 12時間勤務											
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円											
重点医療機関	66,240円	99,360円											
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円											